

避難行動要支援者に対する対応方針について

【趣旨】

災害時における要支援者に対する支援として、現行の 2 制度の一本化等、わかりやすく実効性のある制度へと見直しを行うとともに、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されたことを踏まえ、計画作成を推進する為の体制を構築するもの。

1 現行制度の状況

災害時要援護者避難支援制度 (要援護者登録者名簿)	避難行動要支援者制度 (避難行動要支援者名簿)
<ul style="list-style-type: none">・ 国が示したガイドラインに基づく・ 平成 19 年(2007 年)～本市にて運用開始。	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策基本法に基づく・ 平成 27 年(2015 年)～本市にて運用開始。 ※すべての自治体に作成が義務付け
<ul style="list-style-type: none">・ 本人の申請により名簿に登録。・ 個別避難支援プランを策定。・ 平常時から、地域の支援者に名簿を配布し、地域での見守り活動等に活用。	<ul style="list-style-type: none">・ 予め、行政が所持する情報を収集し、市が要件を満たす対象者の名簿を作成。・ 災害時要援護者避難支援制度における個別避難支援プランを個別避難計画と位置付け。・ 災害時のみ、覚書を締結する地域の支援者等に名簿を配布し、避難行動の支援を行う。
掲載者数:約 9,000 人	掲載者数:約 40,000 人

2 対応方針

(1) 災害時要援護者避難支援制度と避難行動要支援者制度の一本化

● 対象者の統一(定義見直し)

現行の災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者に含める形で再定義し、両制度を統合する。

● 名簿情報提供手法の見直し(平常時)

避難行動要支援者名簿の対象者全員に対し、新たに、外部提供に係る同意確認を行い、同意を得られた対象者については、平常時から地域の支援者に対して情報提供を行う。

(2) 災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成推進

● 計画作成の優先度を設定

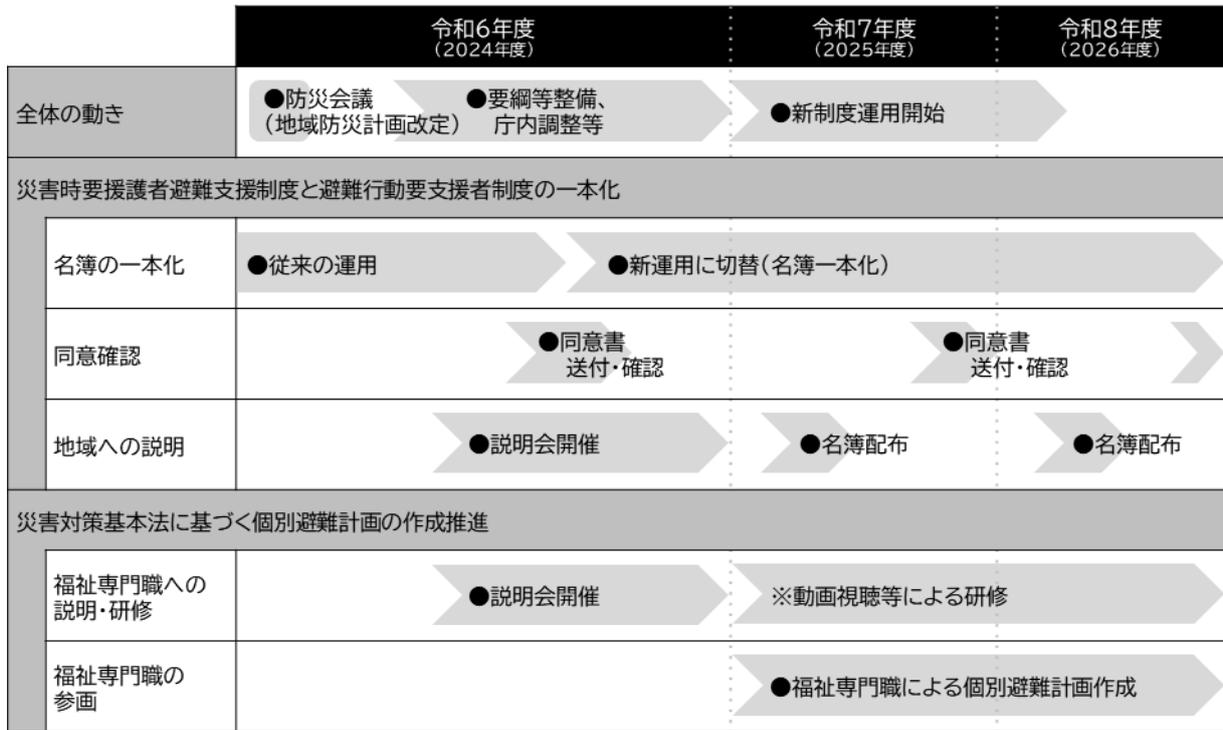
国の取組指針に鑑み、ハザードの状況や心身、世帯の状況を勘案した優先度を設定し、優先度が高い対象者から計画作成を進める。

● 福祉専門職の参画

優先度が高いと判断した対象者について、本人の心身の状況等を把握しているケアマネージャー等の福祉専門職の参画により計画作成を進める。

3 スケジュール

令和6年度(2024年度)中に、地域防災計画の改定や、詳細な制度設計、地域関係者及び福祉専門職への説明会の開催等を実施し、令和7年度(2025年度)から新制度移行予定。



4 令和6年度当初予算額の概要

健康福祉局	
災害時要援護者支援経費	21,300 千円

<主な積算内訳>

名簿配布等の業務委託	16,534 千円
会計年度任用職員人件費(入力作業等)	2,390 千円
従来システムの運用に係る機器賃借料等	1,557 千円

政策局	
防災基本条例推進経費	4,200 千円
(避難行動要支援者個別避難計画作成等の推進経費のみ)	

<主な積算内訳>

同意書発送に係る封入封緘業務委託	1,118 千円
同意書発送に係る消耗品等	1,194 千円
福祉専門職向け研修動画作成等業務委託	1,588 千円